

4/01

2001年3月

組合員各位

貨物の引渡しに関する船荷証券

補償状の標準書式

- (A) オリジナル B / L の提示なしの貨物の引渡し
- (B) B / L 記載以外の港での貨物の引渡し
- (C) B / L 記載以外の港及びオリジナル B / L 提示なしの貨物の引渡し

1998年12月のクラブ回覧(18/98)で、国際グループクラブは、オリジナル B / L の提示のない場合や B / L に記載されていない港で、或いはその両方の状況下で貨物の引渡しを要求された場合に、メンバーが使用するべき補償状の標準書式の改正文言を推奨しています。

船主及び船主関連団体の意見を参考に、さらに見直しが行われ文言が再改定されました。また、国際グループと英国銀行協会(BBA)の間でも協議が行われ、新たな標準文言が合意に至りました。これでBBAのメンバー銀行は原則として補償状に参加することになります。更にBBAは国際商業会議所の援助の下に、この合意された標準文言を国際商取引で使用するよう推進して行きます。BBAはこの回覧の配布についても同意しています。

BBAとの合意の結果、推奨する標準書式は3種類で、それぞれ2通りあります。つまり、引渡しを求める貨物関係者(Requestor)が単独で補償状にサインをした場合に使うものとして、INT GROUP A(オリジナル B / L 提示なしの貨物の引渡し)、INT GROUP B(B / L 記載以外の港で、少なくとも一通のオリジナル B / L を提示した上での貨物の引渡し)、INT GROUP C(B / L 記載以外の港での及び、オリジナル B / L の提示なしの貨物の引渡し)が、また、上記 INT GROUP A, B, C の下でのリクエスターの補償状に加え、銀行が補償状に参加するときに使用するために、それぞれ INT GROUP AA, BB, CC という別の標準文言が、銀行側と合意に到りました。新しい文言の概要は次のとおりです。

保証限度額

リクエスターの責任は本来、限定されるべきではありませんが、銀行が補償状に参加すると、概して一定金額までしか保証しようとしません。その限度額というのは、特別な状況下での潜在的リスクをふまえ、貨物の引渡し時における適正市場価格(Sound Market Value)を考慮にいれて、貨物引渡し時の適正市場価格の最低 200% を限度額とすることをお勧めします。

(註1 クレームが解決するまでの遅延や紛争のために生ずる費用として更にSMVの100%)

保証期間

INT GROUP A と AA の下では、リクエスターの責任は(従って、AAでの銀行の責任を含め)オリジナル B / L が全部船主に提示された時点で終了し、オリジナル B / L が船主に提示されない場合には補償状におけるリクエスターの責任は継続します。

このようにオリジナルB/Lが全部提示されることを条件として、下記に示す2つの例外を除き、INT Group AAの下での銀行の責任は当初6年間としますが、船主の要請により2年ずつ自動的に更新することができます。例外(1)は、銀行がその責任を延長する代りに補償状の最高金額を支払うことにより免責を選んだ場合か、(2)は船主が銀行に対し補償状に基づいて保証期間終了前に要求した金額を銀行が支払うか、あるいは船主が訴訟提起されたことを、銀行が保証期間終了前に通告され、後日船主が要求する判決額あるいは和解金の支払をリクエスターの債務不履行によって、銀行がその支払いを要求され、かつ支払いをして手続きが終結した場合です。

INT GROUP B、C及びBB、CCの下では一通のオリジナルB/L提示で、あるいはすべてのB/Lが船主に提示されたとしても、B/L記載以外の港で貨物が既に引き渡されてしまったという、船主に対する貨物引渡しクレームが可能のため、(特に用船者が貨物所有者の意思に反して他の港で貨物を受け取るように要求し、船主にその同意を求める場合に)リクエスターの責任はかかるクレームが生じないであろうと船主が満足するまで継続されます。従ってINT GROUP BB及びCCにおける銀行の責任は、船主がこの種の要求がないと納得しない限り、上記INT GROUP AAの場合と同様です。

補償の範囲

リクエスターは、補償の対象となる船舶のみならず同一の或いは提携の船主、管理会社或いはコントロール下の他のいかなる船舶でも、万一差し押さえられた場合、それを回避あるいは解除させるために保証金または別の担保を用意する義務があります。その上、リクエスターは、その補償の対象となる船舶の売却手続き停止要請を登記簿へ記載するというように、船舶の使用や売買への介入を阻止するためにも、保証金または別の担保を提出する義務を負っています。

(註2 船主に対し後日クレームする者としては、INT GROUP Aでは正当なB/L保持人、INT GROUP Bでは残りのB/L保持人が考えられます。)

銀行が補償状に名を連ねると保証金または別の担保を出すことには、概して同意しません。しかし銀行は、リクエスターが上記保証金または別の担保を出せない場合には、船主がその担保を提供できるようにするため、補償状の保証限度額までを支払います。

(註3 A,B,Cの本文中、"The liability of each and every shall be joint and several..."とありますが、リクエスターと一緒に補償状で連帯責任を負う他の者としては、船主が同様の補償状を用船者からも取得していた場合が考えられます。

タンカー

タンカーについてはより安全な保証を求める条項を設けました。これは「液体ばら積み貨物あるいはガス貨物の指定されたターミナルや施設あるいは他船、艇やバージへの揚荷は、それを指定した荷受人への引渡しと見なされる。」というものです。

* * *

メンバーにはクラブ理事による別段の決定がない限り、オリジナルB/Lの提示なしの貨物の引渡しやB/L記載以外の港での貨物の引渡し、あるいはその両方から生じる責任については保険で補償がないことに留意していただき、補償状を発行する保証人の財政状況が十分に満足する状態であることをしっかりとご確認されるよう重ねてお願いいたします。

この補償状の標準書式はあらゆる種類の取引や運航形態をカバーできるように作られていますが、メンバーには特殊な事情にあわせ書式を修正したいと思われる場合もあるでしょう。しかし、そのような場合にも、もし銀行が補償状に参加している時には修正範囲は限られますし、大事な修正を考える際にはリクエスターの銀行にも相談されるべきでしょう。クラブ管理者は、いつでも修正に関するアドバイスをさせていただきます。

(註4 それぞれの補償状はイギリス法に準拠し、イギリス裁判管轄となっています。日本法及び日本の裁判管轄に変更すべきか或いはすることができるかという問題が生じます。必要であれば考慮すべき事かも知れませんが、船の契約に関しては一般的にイギリス法がかなりの範囲で採用されてきました。今回の標準文言もイギリス法に基づいた助言で作成された経緯からこの補償状を受け入れたことにより、もし問題が生じても対処しやすいと思われるので、イギリス法並びにイギリス裁判管轄をお勧めします。)

最後に、メンバーが用船者に用船契約書の条項で補償状と引き換えにB/Lの提示なしに、あるいはB/L記載以外の港において貨物の引渡しをするというような明白な条項に合意するように要求されることは珍しくありませんが、そのような条項をすぐに受け入れずに、回答前にクラブ管理者へ是非ともご相談いただくようお願いいたします。

文言 (全文は英語の回覧04 / 01をご参照ください)

Int Group A オリジナルB / Lの提示なしに貨物引渡しの際に提供されるべき補償状の標準書式

Int Group AA 銀行が補償状に参加することを合意したとき、オリジナルB / Lの提示なしに貨物引渡しの際に提供されるべき補償状の標準書式

Int Group B B / L記載以外の港での貨物引渡しの際に提供されるべき補償状の標準書式

Int Group BB 銀行が補償状に参加することを合意したとき、B / L記載以外の港での貨物引渡しの際に提供されるべき補償状の標準書式

Int Group C B / L記載以外の港及びオリジナルB / L提示なしの貨物引渡しの際に提供されるべき補償状の標準書式

Int Group CC 銀行が補償状に参加することを合意したとき、B / L記載以外の港及びオリジナルB / L提示なしの貨物引渡しの際に提供されるべき補償状の標準書式

UK P & Iクラブ 日本支店